

役員等報酬規程

社会福祉法人 大泉会

社会福祉法人大泉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大泉会（以下「当法人」という）定款第8条および 第21条の規定に基づき、評議員および役員（理事・監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める俸給表による報酬とする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等についての報酬は俸給表に従って報酬を支払うものとする。また、法人業務を行う場合に別表3のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第7条1項に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。3月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 3 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1（常勤理事俸給表）

理事俸給表	役職名	報酬の額
1号俸	理事長	月額 60万円
2号俸	業務執行理事（常務理事）	月額 40万円
3号俸	理事	月額 0万円

別表2（非常勤役員等の費用弁償）

(1) 評議員

業務内容	費用弁償額
評議員会への出席	日額 6,000円
上記の他、法人および施設業務のための出張	旅費規程に準ずる

(2) 理事・監事

業務内容	費用弁償額
理事会等への出席	日額 6,000円
上記の他、法人および施設業務のための出張	旅費規程に準ずる

別表3（職員兼務者等の費用弁償）

業務内容	費用弁償額
理事会等への出席	日額 6,000円
上記の他、法人および施設業務のための出張	旅費規程に準ずる